

令和 4 年 3 月 1 日

START 大学エコシステム推進型 GAP ファンドプログラム
参加者募集要項

(目的)

2021 年 10 月に、名古屋大学をはじめ共同機関 16 大学が、Tokai Network for Global Leading Innovation (Tongali)プラットフォームとして、令和 3 年度大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援に採択されました。これは、Tongali プラットフォームが、「ものづくり産業集積地としての基盤を活かした"ディープテックイノベーション"のグローバル拠点形成」を掲げ、未来に繋がる価値を創り、届けることができるトンガった技術を発掘・人材を育成し、技術・イノベーションの観点から描くスマート社会「Tech Innovation Smart Society」を具現化するスタートアップ・エコシステムの実現を目指します。

この取組の一環としての起業支援活動プログラムにおいて、GAP ファンドプログラムを実施します。ここでは、大学の革新的技術シーズを基にグローバル市場を目指す大学等発ベンチャーや、大学の革新的技術シーズを基に SDGs の達成や地域の社会課題解決にも資する社会的インパクトの高い大学等発ベンチャーを創出することを目的としており、大学の技術シーズの発掘、研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費（GAP ファンド）の適切な配賦、起業ノウハウ等の学習、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、個別メンタリング等の支援を実施し、更にはプラットフォーム内で Demo Day を開催し、起業活動支援プログラムで支援を行った研究開発課題について、VC やエンジェル投資家、将来の提携事業先企業等が参画する活動成果を発表(ピッチを含む)する場を提供します。

この度、以下の内容で令和 4 年度（2022 年度）の G A P ファンドプログラムへの参加希望者を募集させていただきます。

なお、本 G A P ファンドプログラムは基礎的な研究への支援を対象にはしていませんので、ご注意ください。

(採択金額・件数等)

○ 1 件あたりの金額（直接経費※）：

タイプ A：1,000 万円～最大 3,000 万円

タイプ B：300 万円～最大 1,000 万円

最初の参加申請時にどちらかの希望を確認させていただきますが、審査会への申請時に最終的に選択して頂きます。

※直接経費に対する 30%の間接経費も配分されます。

○ 目的・対象

革新的な技術シーズについて以下を目的・対象とする

タイプ A：・市場・ビジネスの成立が見込まれる課題

・起業に向けた PoC や試作品開発に大きな資金が必要な課題

タイプ B：・市場・ビジネスの成立の可能性のある課題

- ・ビジネスプランや知財戦略の強化
- ・市場調査に必要なデータや試作品作成

○技術分野：「モノづくり-Deep Tech 他」と「医療系」のどちらかに申請して頂きます。最初の参加申請時にどちらかの希望を確認させていただきますが、審査会への申請時に最終的に選択して頂きます。

医療系：医療分野、創薬分野、介護・福祉分野が対象（詳細については、別紙3を参照してください。）

モノづくり-Deep Tech 他：医療系以外が対象

○採択数：タイプB／合計10件以上、タイプA／合計数件

○本資金使用期間：令和4年度内

○対象大学（予定）：11大学（名古屋大学、豊橋技術科学大学、岐阜大学、三重大学、名城大学、藤田医科大学、名古屋市立大学、愛知県立芸術大学、愛知県立大学、静岡大学、浜松医科大学）

※金額や採択数につきましては、変更の可能性もあります。

（応募資格等）※タイプAとタイプBで異なりますのでご注意ください。

・研究代表者として応募できるのは、上記11大学に所属する教職員、学生です（※但し、修士課程、博士課程の学生に限り、学部生は対象とはなりません。また、学生が申請する場合は担当教員との連名で申請してください。）。

・すでに起業したベンチャー企業への技術移転が目的の場合は、本制度の趣旨と異なるため、研究代表者にはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが適えば、申請は可能です。

・タイプAについては、更に、ベンチャーキャピタル等に所属する方が参画していることが必須となります。GAPファンド審査会への申請時までには特定してください。

・詳細につきましては、別紙1の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。

・学生が研究代表者である申請については、採択件数が総採択数の20%以下である点に注意してください。

（重複応募について）※タイプAとタイプBで異なりますのでご注意ください。

・過去に他のGAPファンドに採択された場合や、採択中である場合でも、申し込み可能ですが、以下の制限がありますので、ご注意ください。

・タイプAについては、JSTの大学発新産業創出プログラムのプロジェクト推進型 起業実証支援（旧STARTプロジェクト支援型）に過去採択されたシーズでは本公募に申請することはできません。

・タイプBについては、JSTの大学発新産業創出プログラムのプロジェクト推進型 起業実証支援（旧STARTプロジェクト支援型）、ビジネスモデル検証支援（旧SCOREチーム推進型）、SBIRフェーズ1支援（ただし、技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合は一部異なります）、大学エコシステム推進型 大学推進型（旧SCORE大学推進型）内の研究開発課題のいずれかに過去採択されたシーズでは本公募に申請することはできません。

・上記以外の重複応募の制限につきましては、別紙1の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。

(資金用途)

研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用となります。純粋な基礎研究用途は不可です。また、既存及び立ち上げたベンチャー企業のため（登記費用や事務所経費等）には使用することはできません。

詳しくは、JST 公募要領 (https://www.jst.go.jp/start/su-ecosys/r4/dl/2022youkou_su-ecosys.pdf) の P.61～p.64 を確認ください。

(申請・審査手順)

①参加申請

まずは以下の一覧より各大学の産学連携窓口へお問い合わせください。プログラムのご紹介とともに、申請方法についてご案内させていただきます。

②事前研修受講

・スタンフォード大学で開発されたリーンローンチパッドを用いて、新規事業を立ち上げるための効率的な仮説検証の方法を学びます。産学連携担当が伴走いたします。

・なお、令和3年度の SCORE 大学推進型拠点都市環境整備型での GAP ファンドプログラムでの仮説検証プログラムや同様の内容のプログラムを受講された方は必須ではありません（参加申請時に受講されたプログラムの内容を記載して頂き、事務局で本研修の必要の有無を判断させていただきます）。

・日程：令和4年4月27日（水）、5月13日（金）、6月6日（月）（予備日：6月21日（火））「医療系」への申請を希望された方につきましては、別途、4月21日（木）に医療系に特化した研修を受講して頂きます。全日程9:30～13:00

※リーンローンチパッドとは、「リーンスタートアップ」という新規事業立ち上げの理論をもとに、新規事業を迅速かつ効率的に立ち上げる手法を学ぶ実践型セミナーです。

③GAP ファンド審査会

・別途、所定の申請書を提出して頂きます。

・この時点で、「タイプA」／「タイプB」及び、「モノづくり-Deep Tech 他」／「医療系」について最終的に選択して頂きます。

・令和4年7月頃に審査会を実施します。

・11大学の審査員及び外部有識者で構成される START GAP ファンド審査会（守秘義務があります）により、審査を行います。

④採択後

採択者には、活動支援金が支給されます。採択者は、事務局が依頼するメンターと定期的に打ち合わせを行い、月1回程度の進捗報告会を経て、2月から3月に開催される DEMO DAY（成果報告会）にご参加いただきます。

また、4回程度の起業についての研修を受講頂きます（不採択者も受講可能）。

※詳細は、お問い合わせ後に産学連携担当よりご説明させていただきます。

(審査の観点)

事業可能性を図る目安として、事前研修受講を義務とし、その検討内容を評価します。また、知的財産の創出、および知的財産の有効活用の視点を重視します。

(採択後の会計処理、起業支援など)

本資金の予算科目は研究開発費として分配され、所属する各大学を通し JST に会計報告が行われます。本事業で行われた開発などにより得られた知的財産等の成果は、所属する大学の規程により帰属先が決まります。

(その他)

- ・採択された課題は、所属機関、部局名、職名、氏名、技術シーズの名称、採択金額を公表する予定です。技術シーズの名称について、公表できる名称も申請書に記入してください
- ・以下の JST の公募要領（令和3年度補正予算に該当する箇所）に反する場合には、ご参加いただけない場合もございます
https://www.jst.go.jp/start/su-ecosys/r4/dl/2022youkou_su-ecosys.pdf
- ・申請頂いた内容につきましては、守秘義務を課した上で、本事業の協力機関に開示させて頂くことがあります。協力機関は以下に記載されています。
https://www.jst.go.jp/start/project/pdf/su-ecosys_platform_tongali.pdf

(お問い合わせに関して)

〆切：令和4年3月31日（木）

お問い合わせいただきました後、以下、各大学窓口より、申請方法をご案内させていただきます。

以上

(募集要項全体問い合わせ先) ※ご所属の大学窓口にお問い合わせください。

○名古屋大学

スタートアップ推進室 START 大学・エコシステム推進型 GAP ファンドプログラム担当

TEL : 052-559-9683 / E-mail : tongali-x@aip.nagoya-u.ac.jp

○豊橋技術科学大学

研究支援課 START 大学・エコシステム推進型 GAP ファンドプログラム担当 小早川貴昭

TEL : 0532-44-6983 / Mail : chizai@office.tut.ac.jp

○岐阜大学

研究推進部 研究企画課内

START 大学・エコシステム推進型 GAP ファンドプログラム担当

TEL : 058-293-2087 / E-mail : gjai03003@jim.gifu-u.ac.jp

○三重大学

研究・地域連携部 社会連携チーム START 大学・エコシステム推進型 GAP ファンドプログラム担当

TEL : 059-231-5549 / E-mail : syakai-t@ab.mie-u.ac.jp

○名城大学

社会連携センター

START 大学・エコシステム推進型 GAP ファンドプログラム担当

TEL : 052-838-2473 / E-mail : ccr@ccml.meijo-u.ac.jp

○藤田医科大学

研究支援推進本部事務部 研究費管理課

産学連携推進センター事務担当：戸次（べっき）

TEL : 0562-93-9866 / E-mail : fuji-san@fujita-hu.ac.jp

○名古屋市立大学

産学官共創イノベーションセンター

START 大学・エコシステム推進型 GAP ファンドプログラム担当

TEL : 052-853-8309 / E-mail : ncu-innovation@sec.nagoya-cu.ac.jp

○愛知県立芸術大学

愛知県立芸術大学 美術学部 准教授 春田登紀雄

TEL:0561-76-4613 / E-mail : tokio_haruta@mail.aichi-fam-u.ac.jp

○愛知県立大学

愛知県立大学 情報科学部 准教授 神谷幸宏

TEL : 0561-76-8789 / E-mail : kamiya@ist.aichi-pu.ac.jp

○静岡大学

イノベーション社会連携推進機構

スタートアップ事務局 GAP ファンドプログラム担当

TEL : 053-478-1713 / E-mail : startup@cjr.shizuoka.ac.jp

○浜松医科大学

産学連携・知財活用推進センター 担当：天野

TEL : 053-435-2230 / Email : amanoy@hama-med.ac.jp

別紙1：研究代表者や技術シーズの要件について

<研究開発課題の研究代表者の要件について>

※研究開発課題の研究代表者は、審査会への申請時点において、以下の①～⑥の要件を、全て満たすこと。

- ① 所属する大学等の研究者、または学生(修士課程、博士課程)であり、かつ研究開発課題の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。なお、技術シーズとは特許(出願中、出願予定を含む)、プログラム等をいいます。但し、学部生は対象とはなりません。
- ② 技術シーズを利用したベンチャー企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ 技術シーズについては、本支援を通じて創出されるベンチャー企業の実施に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(特許出願人等)の同意が得られていること。具体的には、共同研究契約、共同出願契約、または拠点やコンソーシアムにおける参加規約や知財ガイドライン上、問題や障害が無い必要があります。
- ④ プラットフォームが目指すエコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。
- ⑤ 学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、学生及び指導教員が双方署名の上、以下の項目について確認したことを示す確認書を提出していただきます。
 - ・学生と所属機関が、研究成果として生じる知的財産権の取り決めについて所属機関が合意すること
- ⑥ すでに起業したベンチャー企業への技術移転が目的の場合は、本制度の趣旨と異なるため、研究代表者にはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由をビジネスモデルの欄に明確に提示いただくことが適えば、申請は可能です。

<タイプAの要件について>

※タイプAに申請する研究開発課題の技術シーズは以下の①～③の要件を、全て満たすこと。

- ①過年度において起業活動支援プログラムを実施するなどにより、一定の成果をすでに挙げており、事業化に向けて更なる加速のために必要不可欠(500～1,000万円程度では達成不可能)であること。
- ②研究開発チームにVC等に所属する方が参画し、事業化に向けたハンズオン支援が適切に実施できる体制となっており、GAPファンドによる支援終了後に、起業する場合は、起業後にVC等が出資する可能性があること。
- ③ハンズオン支援をする当該VC等に所属する方とJST、委員会等で適宜進捗状況等の打ち合わせ等を行うことがあるため、その旨をプラットフォーム、当該VCは了承していること。

<大学発新産業創出プログラム(START)内における重複応募の制限>

GAPファンド審査会への申請に際し、同一の研究代表者は、プロジェクト推進型 起業実証支援(旧STARTプロジェクト支援型)、ビジネスモデル検証支援(旧SCOREチーム推進型)、SBIRフェーズ1支援(ただし、技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合は一部異なります)、大学エコシステム推進型 大学推進型(旧SCORE大学推進型)内の研究開発課題、スタートアップ・エコシステム形成

支援内の研究開発課題を同時に申請または実施することはできません。詳細は JST 公募要領 (https://www.jst.go.jp/start/su-ecosys/r4/dl/2022youkou_su-ecosys.pdf) の p.52~53 の図を参照ください。ただし、申請済み課題の不採択が既に決まっている、または実施中課題が終了し本公募の実施期間と重複しない場合に限り、本公募に申請可能です。

※本研究開発課題は、国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等において、不合理な重複・過度の集中に該当しないこと。

※上記に加えて、タイプ A については、JST の大学発新産業創出プログラムのプロジェクト推進型 起業実証支援 (旧 START プロジェクト支援型) に過去採択されたシーズでは本公募に申請することはできません。また、タイプ B については、JST の大学発新産業創出プログラムのプロジェクト推進型 起業実証支援 (旧 START プロジェクト支援型)、ビジネスモデル検証支援 (旧 SCORE チーム推進型)、SBIR フェーズ 1 支援 (ただし、技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合は一部異なります)、大学エコシステム推進型 大学推進型 (旧 SCORE 大学推進型) 内の研究開発課題のいずれかに過去採択されたシーズでは本公募に申請することはできません。

以上

別紙2：Q&A

※本 Q & A の内容と JST の公募要領の内容が矛盾する場合は、JST の公募要領の内容が優先されます。

Q1	起業前のテーマに限るというのはどういう意味でしょうか？すでにあるスタートアップ企業で始める新しいプロジェクトなら対象になりますでしょうか？
A1	既にある企業において行うプロジェクトは対象外です。登記前（起業前）のプロジェクトに限定しています。また、すでに別のプロジェクトで起業されている場合は、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが必要です。
Q2	知財をすでに取得していることが前提という理解でよろしいでしょうか？
A2	取得していることが望ましいですが、必須ではありません。ビジネス優位性という観点で、知財戦略がある方が望ましい場合は多く、出願をご検討ください。なお、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。
Q3	スケジュールについて研究者の方々に配布できるスライドはございますでしょうか？
A3	本要領の（申請・審査手順）をご確認頂くか、詳しくは各機関の窓口にご相談ください。
Q4	審査につきまして、①何人の審査員ですか②どこの所属の方ですか③分野ごとに分けるのですか、それとも全分野一括ですか？
A4	①及び②審査員の数は最終確定していませんが、プログラム参加者には事前共有させていただく予定です。外部有識者と大学関係者の混成を予定しています。 ③「モノづくり-Deep Tech 他」と「医療系」につきましては、審査を分けて行います。
Q5	本 GAP ファンドプログラムで作製した試作品や、購入した設備（サーバー等）については、起業した法人に移管等可能になりますでしょうか？
A5	利益供与等にならないように注意が必要です。別途契約時にご所属の大学及び JST に確認をお願いいたします。
Q6	学生が代表者として申請できますでしょうか？
A6	学部生はできません。修士課程・博士課程の学生は可能ですが、担当教員の記載が必要です。詳しくは、別紙1の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。ただし、6年制課程の5年生・6年生で、研究室に配属されている学部生は、研究代表者となることができます。
Q7	本 GAP ファンドプログラムのチームメンバーには学部の学生を含めても良いのでしょうか？
A7	可能です。
Q8	メンターはどのような方ですか。事務局で決めるのですか。こちらの希望で選択できるのですか。
A8	起業経験のある起業家を中心に選定しています。得意分野が分かれるよう様々な方へお願いしています。事務局でアレンジを行うので、選択はできません。
Q9	推進費の使途に出てくる「研究担当者」とは、誰のことでしょうか？
A9	申請書作成の際に記載いただく「研究開発者」等、実際に研究を行う対象者を指します。本予算で研究対象者の人件費は支出できません。
Q10	研究代表者があるベンチャー企業の株主である場合、そのベンチャー企業に試作費を支払うことはできますか？

A10	各機関の利益相反の規定によるため各機関の窓口へ問い合わせをお願いいたします。
Q11	修士課程の学生なのですが Tongali のアントレプレナーシップ教育プログラムに参加しながら、本 GAP ファンドプログラムに参加することは可能でしょうか？
A11	可能です。ただし、学部生はできません。
Q12	人件費は出せますか
A12	JST 公募要領 (https://www.jst.go.jp/start/su-ecosys/r4/dl/2022youkou_su-ecosys.pdf) の P.61～p.64 を確認ください。一部、支出可能です。
Q13	プロトタイプ作製に係る外注費について、ご説明いただけないでしょうか？
A13	外注は可能ですが、そこに研究要素を含むことはできません。
Q14	スライドテンプレートはいつ頃手に入れますか？
A14	プログラム参加者に対し、事前研修受講の開始時期に配布予定です。
Q15	予算の使用範囲について
A15	JST 公募要領 (https://www.jst.go.jp/start/su-ecosys/r4/dl/2022youkou_su-ecosys.pdf) の P.61～p.64 を確認ください。
Q16	メンタリングはオンラインでも可能か？
A16	可能です。可能な限り、研究代表者の都合に合わせて実施したいと考えています。
Q17	大学院生が研究中等に発明した技術シーズであっても、大学がその技術シーズの権利を有しているとなれば応募することは可能か？
A17	申請可能です。詳しくは、別紙1の「研究代表者や技術シーズの要件について」をご確認ください。
Q18	予定が合わず、一部の事前研修を受講できない場合はどうなるのか？
A18	研究代表者には、できるだけ全ての日程の研修を受講頂きたいですが、難しい場合は、チームのどなたかにご参加頂くか、アーカイブもご準備しますので、ご視聴ください。
Q19	直接経費を特許出願費用に充てることは可能か？
A19	本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。なお、当該新規特許については、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

以上

別紙3：「医療系」の考え方

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設や居宅等において、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものとして考えられる事業。具体的には、以下（1）～（4）に該当するもの。

（1）「医療分野」

- ①【健康管理事業系】健康管理（アプリケーション、機能性食品、サプリメント開発等含む）、医療相談、検査、生体情報解析等に関する事業。
- ②【医療機器開発・支援事業系】医療機器（医薬品医療機器法に定義されるもの）、遠隔医療、電子カルテ、病院向けシステム、データ分析、再生医療、医師教育、矯正器具、治療支援、保険外看護等に関する事業。
- ③【その他】 その他、医療分野事業に分類されると思料されるもの。

（2）「創薬分野」

- ①医薬品開発に関する事業：各種モダリティー（低分子や天然物、中分子、抗体、核酸、たんぱくなど）で、具体的な候補医薬品（物質特許）を持っているのが前提で、それを開発するのが基本の事業
- ②新規創薬技術に関する事業（医薬品を創出する、付加価値を生み出す技術）：ターゲット分子の探索技術、医薬品の探索技術、スクリーニング技術や最適化技術、製剤、DDS 技術、製造技術などの事業
- ③薬物評価技術に関する事業（医薬品として価値があるか評価する技術）：薬効評価、薬物動態評価、物性評価、安全性評価、品質評価などの技術に特化した事業
- ④その他、支援（CRO 業務）やコンサルなど創薬分野事業に分類されると思料されるもの。

（3）「介護・福祉分野」

- ①介護・福祉に関する事業
要介護者の見守りや QOL 改善、リハビリ・福祉用具開発等に関する事業。
- ②介護・福祉従事者向け業務支援事業
介護・福祉に係る計画や記録の作成支援ツール等に関する事業。

（4）上記の内、医療・看護・薬剤師・福祉分野などの人材紹介プラットフォームや、病院・クリニック等の検索アプリ、医療ツーリズムプラットフォーム、疾患別コミュニティプラットフォーム、高齢者向けアプリ、高齢者・要介護者等のモビリティなどは除く。

以上